慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米切手（上）
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.1 (1918.) ,p.41- 58
JaLC DOI	10.14991/001.19180100-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180100-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

世論の傾向は稍や南方スラヴに對し同情ある態度に出づるの徴なきに非ず。現に塞爾維總理大臣パシッチ氏の如き去る九月羅馬に赴きて伊太利政府と何等かの協定を遂げたるの事實あり。形勢の變化果して斯の如くならんにはアドリヤチック海上權の抗爭は幸に圓滿なる解決の端緒を得るに至るやも知る可からず。

（註一四）是れ最も慶す可きに似たれども伊太利のアドリヤチック海上權と云ひ若しくは南方スラヴの統一と云ひ一に聯合國が完全なる戰勝を博したる曉に於て始めて現實なる問題たる可きものにして伊太利敗戰の現狀に於ては遺憾ながら其解決もしくは實現は今や之を確實に期待すること能はざるに至りたるに非ざるやを恐るゝものなり。

（註一四）昨年八月七、九、十、十六日のタイムスに載せたるミラン特電參照（十二月九日）

米切手（上）

幸田成友

米切手は通例西ノ内・仙花の如き堅き紙を縦に三分したるものを用紙とし、縦一尺二三分横四寸五六分あり、又稀には全紙を四分したるもあり。切手面には俵數を第一に掲げ、次に切手引替に右の俵數を交付すべき旨を記し、最後に何藏と記せり。

切手面の俵數は藏藏により、或は二十俵なるあり、二十五俵なるあり、又三十俵なるもありて、一定せずと雖も、此は一俵の内味の不同によるものにして、二俵にて一石となるものは二十俵、二俵半にて一石となるものは二十五俵、三俵にて一石となるものは三十俵と記す。即ち切手一枚を以て十石を代表することは皆同じ。

本文は藏藏により相違あり、最も簡單なるは「右可二相渡一也」と記し更に之に「水火之難不レ存候」と附加せるあり「右代銀相濟預也、尤水火難不レ存候、以上」、又は「右切過候はば

可レ爲二反古、水火之難不レ存候、已上」と丁寧に記せるもあり。要するに米切手は藏藏にて代銀を受領せる拂米の保管證書なれば、萬一水火の難ありと雖も、藏藏にては之が辨償に任せずといへるなり。又切は保管期限なり。一定の保管期限を經過せば、此の預證は無效なりといへるなり。

最後の何藏とあるは切手發行者なること說明を待たずして明らかなり。諸大名が領内產出の米穀を大阪に輸送して之を賣捌けることは、豐臣氏時代より行はれ、德川時代を通じ、其の風繼續せり。是等の諸大名が米を第一とし、領内特殊の產物を賣却せんが爲に大阪に設けたる屋敷を稱して藏屋敷といふ。いづれも水運の便に富める地に位し、中ノ島にあるもの尤も多し。其の總數は延寶年間に八十邸、元祿年間に九十五邸、天保年間に百二十五邸ありたり。

以上の三項は如何なる米切手にも記載せらるる要素なるが、尙買手の屋號名前・買入の月日・米の產出年度・切手の番號等を記入せるもあり。紙面に大小數種の印形を捺せると、切手面の文字の特異の字體を備へたるとは、切手の正眞なるを證明すると共に、贋造を防がんとする目的に因るなるべし。

藏米を藏屋敷より買ひ得る資格あるものは米仲買に限れり。されど多數の米仲買が各藏の藏米を隨意に買ひ得るといふにはあらず、藏藏により出入の仲買自ら一定せり。之を藏名前と稱し、一種の特權たり。故に某藏の藏名前を有せざる仲買が、其の藏米を買入れんとする時は、他の仲買より藏名前を借用するなり。

藏米の買入は一切入札により、相對賣買なるもの無し。入札拂下の時期は藏米廻着の時期により自ら相違あり。藏米中筑前米・肥後米・中國米・廣島米の如き所謂西國米は、八・九・十月頃より新穀を賣始め、所謂北國米中出雲米・米子米は西國米に同じけれども、其の他は翌春の三四月頃より入札を行ふ。さて藏屋敷にて拂米を行はんとする時は、當日早朝屋敷にても町家にても拂米場所に左の看板を出す。

一米何千俵　何國藏
右代銀敷銀例之通　何屋何兵衛掛
月　日

看板に見ゆる何屋何兵衛は右藏屋敷の銀掛（ギンカケヤ）屋即ち金銀出納人をいふ。此の拂

米何千俵に對する代銀・敷銀は、規定の如く、落札者より當藏屋敷銀掛屋何屋何兵衛に納入すべしと指定せるなり。敷銀は筑前藏・薩摩藏は百石につき三百目、外藏は二百目にして、落札の翌日持參するを通例とすれども、石數多き時は宵敷（ヨヒジキ）と稱し、落札當日に敷銀を徵することあり。代銀は落札當日より八日目に納入を要するあり又十日目なるもありて、是亦一定せず。

拂米看板出でたる時、買入希望の米仲買は正米相場の引方頃、即ち今の十二時前に俵數・代價を半切紙に認め、之に上封を爲し、表面に何國米入札、裏面に屋號名前を記し、封目に仕切判を押して拂米場所に持參し、入札番號を聞屆けて歸る。價格同一なる時は、入札時間の遲速に照して、落札者を定むればなり。入札の雛形上記の如し。

入札

一何米　何百俵
何俵に付何拾何匁何分かへ
右之通直段にて買請可申候以上
月　日　何屋何兵衛
御奉行樣

開札は午後二時頃より始り、落札者の屋號名前・其の俵數・代銀を公示す。落札の米高は最初の看板高に限るあり、中には看板高に拘らず、入札直段によりて俵數を增加する藏屋敷もあり、入札直段下直と認むる時は賣拂を中止することも亦藏屋敷の隨意なり。

落札

一米何百俵　何屋何兵衛
何拾何匁替
一米何百俵　何屋何右衛門
何拾何匁替
〃　何國藏
月　日

落札の公示ありたる時は、落札者は印形持參の上、石數及び落札直段を記入した

藏屋敷の帳簿に捺印して、買請の事實を承認し、翌日敷銀を納む。或は右帳簿を落札者の手許に送り來りて捺印を求むるもあり。若し落札者敷銀を納めざる時は、屋敷は左の看板を出して落札を無效とし、尙藏名前の取消、即ち將來入札の權利を

何月何日札
無敷返米人　何屋何兵衛

剝奪す。此の看板を板獄門と唱へ、板獄門にかかるは仲買の最も耻辱とする所なりき。

次ぎに落札者は豫定の期日に至り、左の差紙（サシガミ）に代銀を添へて掛屋に持參し、請取

覺

一何米　何十俵　何拾何匁かへ
代銀直納
月　日　落札主
掛屋　何屋何右衛門
何屋何兵衛殿

書を受領す。之を銀切手といひ、銀切手を藏屋敷に持參し、之と引替に米切手を得るなり。但し、掛屋にて直ちに米切手を交付するもあり。又代銀納の期日を待たずして、落札俵數の全部若しくは一部（十石以上に限る）の正米を藏出し、或は其の米切手を得んとする時は、代銀納入期に先だち、俵數に相當する代銀を納入すれば可なり。從つて掛屋より交付したる銀切手にて、直ちに藏出を爲し得る藏藏もあり。萬一限日に至り、代銀を納めざる時は、敷銀流返米と唱へ、敷銀を沒收し、藏名前を取消すこと無敷返米人に同じ。

米切手は勿論、未だ米切手を得ずして單に敷銀を掛けたるまでのもの、換言すれば切手を得べき權利を、市場に賣買するを得るなり。後者の場合には書式の如き差紙を賣主より買主に交付す。本文中何屋某納とあるは差紙の買請人なり。此の差紙は甲より乙、乙より丙と順次賣買せられ、最後の買主より期日に至り代銀を掛屋に納め、銀切手又は米切手を請取ること前述の如し。而して掛屋は其の際最初の落札價格と最後の差紙面價格とを比較し、其の差額を敷銀より減じ、或は敷銀に加へて最初の落札者に交付す。之を利敷（リシキ）といふ。

覺

何月何日札
何日限り
一何米何百俵　何拾何匁何分替
御銀何屋某納
落札主
何月何日　何屋誰
掛屋
何屋何右衛門殿

米切手所有者は之を藏屋敷に持參して出米（デマイ）を請ふも、或は之を買持とし、機會を待ちて賣却するも隨意なり。但し、買持には相當の期限あり、期限は藏藏により一定せずと雖も、之を過ぐれば追出（オヒダシ）となり、藏米を引取らざるべからず。筑前藏は入札賣却の明後年四月、肥後藏は明後年五月十五日、中國藏は明後年三月二十三日、廣島藏は明後年二月二十日、加州藏は明年九月限といふが如し。若し追出の期限を過ぎ、尙買持を繼續せんとする時は、十石につき一日一升五合乃至三升の番賃を出さざるべからず。番賃は今の所謂藏敷なり。

堂島市場に於ける正米賣買は、切手と代銀との取引なり。賣方より切手を持參して代銀を受取るを取付と唱へ、買方より銀子を持參して切手を受取るを逆取付といふ。代銀及び切手の授受は即日に行ふを原則とすれども、相對にて翌日渡又は何日目渡となすことあり。寛政以後は四日目を期限とせり。

切手は之を質物として金銀を借用するを得るのみならず、切手を得べき權利を質物と爲すを得。此の場合には銀主をして代銀を掛けしめ、切手は同人に預置くなり。質物に入れたる切手は其の全部及び一部を銀子又他の切手を以て入替を爲すこと、並びに入替中の切手を賣却すること自由なり。かく切手を質物に取る兩替屋を入替兩替屋一に遣來（ヤリクリ）兩替屋といふ。株數五十軒なれど、其の內多額の入替を行ふは六軒に限れり。蓋し巨額の資本金を要すればなり。利子は三月朔日より十月までは日廻（ヒマハシ）と稱へ、銀一貫目につき日步銀一分二三厘なれども、十一月朔日より二月晦日までは春銀と稱へ、四ヶ月を一期として十貫目につき利子何百何十匁と定む。かく利子の高率なる理由は、諸藏新米入札の時期に當り、尤も金銀の需要多ければなり。切手入替の貸借は迅速の取引を要するを以て、大抵證文を授受

せず、又利率も全く相對なり。貸付高は相場より若干内端に見積るを通例とすれども、相手次第にて相場一杯に貸付くることもあり。相場下落する時は、其差額に相當する切手又は銀子を提出せしむること勿論なりと雖も、借主之に應ぜざる時は、入替兩替屋は元銀の返還を督促し、尚之に應ぜざる時は、米切手を處分すべしと通告したる上、之を市場に賣却して元利を計算し、不足あれば更に借主より追徵す。幕末の大阪町奉行一色山城守舊藏書類中に、入替の敷銀として百石につき五百目を徵すとあり。此の敷銀を要すること何時頃より起りしかを知らずと雖も、豫め相場下落の場合に備へしなり。

米切手の通用の範圍は明言するを得ず、米切手は「當地は不レ及レ申、他所他國迄聊無二危踏一金銀同樣に通用仕候」といへるのみ。天明五年（西紀一七八五）五月、谷中善光寺上地牢兵衛外三名日本橋小網町一丁目に大阪表正米切手注文取次所を建て、從來該地の問屋仲買に注文を送れる者を除き、其の外少石の米切手買入を希望する者の爲に、取次業を創めたることあり。江戸よりの注文の少からざりしを想像するに足れり。

以上を以て米切手の形式・性質・賣買の手續・金融との關係等は略之を說き得たりと信ずるを以て、更に其の沿革に論及すべし。

米切手といへる名稱は砂糖・干鰯・藍玉等の切手と區別せんが爲に、切手の二字に米を加へたるなるべく、古くは切手と言はずして手形といひ、其の賣買は承應三年（一六五四）を遡ること遠からざる年代に始りしが如し。同年三月の觸書に、近年仲買共大阪のみにて手形賣買を創め、順次他に轉賣して利益を射る者あるがため、米價騰貴し易く、又若し下落する時は、最後の購入者は殘銀を藏屋敷に納付し難く、最初の購入者より米引取方を督促するも、他に轉賣するの機會を失ひ、紛紜屢起れり。又藏元は敷銀として代銀三分一を受領し、其の米を保管するを以て、三十日と定れる藏出の期限に貪着せず、又仲買は藏出期限の延期を欲するを以て、爭つて期限を勵行せざる藏元の米を買求め、兩々相俟ちて弊害を助長し、甚だしきは實際の米を有せざるに先手形を賣渡し、後日に到着する廻米を以て請拂を爲すものあり。自今藏出期限を確守し、手形の轉賣及び先手形の發行を禁ずとあり。此に先手形とあるは、後世に所謂空米切手の事にして、空米切手の發行は甚だ古くより行はれし

を知るべし。尚手形賣買の禁は萬治三年（一六六〇）寛文三年（一六六三）の觸書にも見え、前者には藏出の米は買主に渡すべく、餘人右の切手を持參すとも米を渡すべからずといひ、後者には藏出日限を十日に減じ、今後米價若し下落せば、舊の如く三十日に復すべしといへり。當時の爲政者が手形賣買の禁止と藏出期限の短縮とにより、米價の騰貴を制限し得べしと信じたるを知るべし。

手形の轉賣が公許せられたるは享保十三年（一七二八）七月なり。同月の觸書に「向後切手證文を以延賣の儀勝手次第可レ被レ致候」とあり。而して右觸書には延賣を許可したる理由を説明せざれども、先に米價騰貴抑制の一方法として轉賣を禁じたるより考ふれば、轉賣を許可したるは米價を釣上げんが爲なるを想像し得べし。而して之を事實に徴するに、享保七・八年の頃より豐作打續きしが爲、米價は次第に下直となり、同十二年十二月の仕舞相場は廣島米三十六匁八分・中國米三十二匁八分・備前米三十七匁四分の安直を呈し、藏屋敷にて拂米の看板を掛くるも入札者少く、止むを得ず入札を中止するに至れりといふ。さすれば米切手の轉賣を公許したるは、米價釣上の一手段として用ひられしものなること明らかなり。然るに米價は同十四年・十五年に至り愈下落し、十五年の仕舞相場は廣島米二十九匁八分・備前米二十八匁六分・中國米二十二匁二分となり、武家・百姓の困窮一方ならず、工・商も亦其の影響を被りしかば、同十六年に至り幕府は江戸にて買上米を行ひ、又大阪にては三郷に六十萬石の買米を命ずるに至れり。凡そ享保年間米價の高下に關し、幕府の施設する所甚だ多く、前記の外、堂島米仲買に株札を許可したるも、江戸淺草藏前の札差仲間を認可したるも、いづれも享保年間の事なりとす。

寛文年間十日に短縮せられし藏出期限は、何年に至り三十日の舊制に復せしか、又寛政六年（一七九四）の刊本懷寶永代藏に見ゆる藏出期限（前文に述べたり永代藏には寶暦十年明和五年の刊本あれど之には追出期限を載せず）は何年より始りしか、未だ詳ならずと雖も、米切手轉賣の許可と共に、藏出期限は復舊せしものならんと想像するは、敢へて不可無かるべし。

米切手を正米切手・拂米切手・出米切手・出切手などと稱することあり。正米切手は空米切手に對する名、拂米切手とは藏屋敷にて賣拂へる米の切手の義、又出米切手・出切手とは藏屋敷に就いて正米を藏出し得る切手の意なり。而して之と反對なるを先納切手・過米切手・調達切手などと稱す、其の名異なりと雖も、要するに空米

切手に外ならざるなり。先納切手とは代銀を先納するにより、過米切手とは藏屋敷に現存せる正米高より過分に發行せるにより、又調達切手とは藏屋敷より金銀を調達する擔保として銀主に交付するによれる名なり。承應三年令に見ゆる先手形も即ち空米切手なり。

正・空兩種の米切手は書式の上より區別するを得しや。寶曆八年刊行の米穀賣買出世車圖式に「先納切手　坊主切手ともいふなり、切手の書付にばんつけも、買ぬしも、日もなきをいふなり、藏やしきの勝手により登り高のうちを代銀につもり合、歩銀をきわめ、登り次第米穀相わたし勘定ある證據のために渡る切手也」とあれば、切手面に買主の氏名・月日・番號等なきを空米切手とし、之あるを正米切手と解釋せるが如し。然れども若し書式によりて兩種の切手を區別し得べしとせば、空米切手は藏屋敷對個人銀主間の貸借の擔保に過ぎずして、其の轉賣は到底市場に於て行はるべしと思はれず、空米切手の發行により藏屋敷の利とする所は、空米切手なることを知らしめずして之を流通せしむるにあるや論無し。安永九年（一七八〇）五月の觸書に「諸家藏々調達銀の儀、藏元或は立入之町人印形の利付證文を以借入、右爲引當出米切手相渡置候趣に相聞候所、出切手の事に候へば、有米に候得共、拂米とも違、夫々相對も有之由に而、毎々及出入、不取締に付、向後借銀の引當に差入候分は調達切手と名目を付、拂米出切手と相分り候樣認、銀主え爲相渡候」とあれば、當時市場に流布せる兩種の切手は形式上何等の區別無かりしものなり。而して本令の發布も亦兩者を形式上より永久に截然畫定する能はざりしこと、文化年間筑後藏米切手の不拂一件を見て知るべし。余の手許に存する十數種の米切手は、舊堂島仲買室谷氏（播磨屋）より惠贈せられたるものにして、文化以後のものなるべしと雖も、買主の氏名を記入せるは、寫眞版に出せる筑後藏米切手のみにして、其の他は皆氏名を記入せず、是等を悉く空米切手と認定せんことは甚だ心許無し。買主の氏名・月日・番號の有無を以て正・空兩種切手の相違となせる圖式の説は、尚研究の餘地ありとすべし。

大阪に於て米に關する法令中最も古きは承應三年令なるに、同令に既に先手形の發行を禁止しあり。而して本令に續ぎて空米切手の發行を取締りたるは、寶曆十一年（一七六一）十二月の觸書なるが承應より寶曆に至る百餘年間に如何なる取締

法の設けられしかは、今之を知るを得ず。寶曆十一年令には、大阪に於ける諸家藏屋敷にて、廻着米高の外に空米を書加へ、有米高より過米の切手を發行賣却し、廻米を都合せんとする時は、右の過米切手を買戻すものありと聞く。正米直段及び自餘の切手米賣買を妨げ、其の弊少からず。自今右體の空米・過米を書加へ賣買することを嚴禁す。違犯の輩は曲事たるべしとありて、同時に藏屋敷にて過米切手發行の事實を知る者あらば、訴出づべしと促したり。空米切手の發行は有米高增加の意味となり、米價を下落せしむるを以て、之が取締法を設けしは自明の理ながら、寶曆十一年に至り本令の發布せられし理由を考ふるに、延享の末年より寶曆の初年へかけて米價著しく低落し、幕府は千石以下の旗本及び小役人に拜借金を許して、一時の窮乏を救ひし程なりき。尤も寶曆五年は大風・洪水ありて米價暴騰したるも、翌年より復下落したるを以て、同九年には米切手を質に取れる者を呼出して、之を檢査し、十年には諸家藏屋敷の名代藏元九十八名を町奉行所に召喚して、藏米の出入を書上げしめ、遂に十一年を以て本令を發布し、同月幕府は始めて大阪町人に御用金百七十萬兩を課し、其の一部を諸家に貸付け、殘部を以て買米を爲さしめ、以て米價を釣上げんとするに至れり。米價下落による諸家の窮乏甚だしきに至り、空米切手の取締は米價引上の一手段として嚴重に施行せられたるを知るべし。

されど現在藏屋敷に積置ける米にあらずんば、切手を發行する能はずとすれば、本國より大阪まで海上數百里を隔てたる場合には、積出より到着に至るまでに多大の日數を要し、其の間藏屋敷は金融の便を闕くこととなる。仍て翌十二年九月に至り、現に海上運搬中の石數は町奉行所に屆出の上、之に相當する切手發行を許可す。尤も到着の上は買請人・賣請人居町の年寄・米方年行司・藏屋敷役人見分の上、其の趣を町奉行所に屆出づべく、町奉行所に於て前の屆書と對照し、相違なければ之を空米と認めざることとせり。

次ぎに寶曆令發布以前に發行せられたる空米切手の處分は、明和四年（一七六七）閏九月に至り決定せり。其の大意は、寶曆令以前に於て藏藏より借銀返濟の引當として銀主に交付したる調達切手は、切手主より外に賣買すべからず、切手主にあらざる者之を所持して藏屋敷へ賣戻さば、嚴重に處分すべし。又右切手引請人は藏屋敷より整理上につき談判あらば、相對にて決濟すべく、萬一町奉行所に出訴すと

も、之を受理せずといふにありき。されば寶曆・明和兩度の取締により、爾後空米切手は一切市場に其の影を絶つべき筈となれり。

空米切手の取締を嚴重にするは頗る可なれども、之と同時に正米切手の流通を閉塞せば、米價の下落金融の妨害となるや必せり。實際寶曆年間は空米切手市場に横行せるを以て、正米切手を所有せる者は不安を感じて之を賣急ぎたる形迹あり。是に於て幕府は米切手の通用を保證し、切手所有者及び質取主公事出入にて吟味中たりとも、切手は妨無く通用すべし。若し切手所有者又は質取主罪を得て、家財を闕所に處せらるゝも、其の罪妻子に關係なくば、切手は妻子に賜はるべし。吟味中家財に封印を施すことあるも、切手は封印外にして、通用勝手たるべしとせり。此の保證の出でたるは明和二年八月の事なりしが、制定當時正米・帳合米共直ちに一匁の騰貴を來したりといへば、如何に人心に慰安を與へしかを知るべく、其の後安永二年（一七七三）文化十二年（一八一五）安政元年（一八五四）の三回までも、之と同一趣旨又は同一文言を反覆公布したるを以て見れば、此の特典は發布以後幕末に至るまで、百餘年を通じて、米切手に與へられたる保證といふべし。

經濟原理四分法の辨（上）

三邊金藏

經濟原理の內容を生產、交換、分配、消費の四部門に分ちて論究し行く、斯學從來の取扱方に對しては、夙に一部學者間に異議ありて、既に暗默の間に此舊套より蟬脫して、自家獨得の結構を創始せんと、試たる學者すら在りたる有樣なりしが、此傾向は近來に至りて更らに一層其勢を加へ來れるものゝ如くにして、是が先頭に立つ學者中には、公然四分法の非理なる所以を喝破して、明さまに是が廢棄を促すの態度にさへ出づる者あるに至れり。蓋し經濟學の學としての性質に關する學者の見解漸く變化しつゝある其自然の結果に外ならずして、其主張の根柢には、自ら其自身の歷史を有し、其自身の理由を有す、と稱す可きなれば、悉く之に反對せんは、固より一個の無謀にして、吾人の此處に敢てせんとするところにあらず。否啻に此